

第 25 回 北海道本人確認情報保護審議会 議事録

日時：令和 6 年（2024 年）4 月 24 日（水）13 時 30 分～13 時 55 分

場所：北海道立道民活動センター（かでの 2. 7）5 階 540 会議室

1 出席者

【審議会委員】

会長	北海道大学大学院法学研究科	教授	齊藤 正彰
副会長	すがの総合法律事務所	弁護士	菅野 亮
委員	SOC 株式会社	代表取締役社長	朝倉 由紀子
委員	北海道市町村職員共済組合業務推進室	参事	栗野 理恵子
委員	北海道社会福祉協議会生活支援部	部長	亀川 義信
委員	北海道町村会法務支援室	室長	岸本 明大
委員	北海道自治体情報システム協議会	事務局長	小山 裕

(敬称略)

【事務局・北海道関係部局】

総合政策部地域行政局市町村課	課長	名苗 拓央
総合政策部地域行政局市町村課	課長補佐	元地 由香里
総合政策部地域行政局市町村課行政係	主任	佐々木 祐介
総合政策部地域行政局市町村課行政係	主事	遠藤 玄

2 議題

(1) 審議事項

- ・住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正について
- ・北海道本人確認情報保護審議会運営要領の改正について

3 発言内容

事 項	発 言 者	発 言
開会	事務局 (元地補佐)	本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 私は事務局の北海道総合政策部地域行政局市町村課の元地と申します。 本日はよろしくお願い申し上げます。 はじめに、市町村課長の名苗から御挨拶申し上げます。
課長挨拶	事務局 (名苗課長)	市町村課の名苗と申します。 どうぞよろしくお願い致します。 本日は大変お忙しい中、「北海道本人確認情報保護審議会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。 令和元年 5 月に公布されました、いわゆる「デジタル手続法」により、国外に転出された方のマイナンバーカードを利用したオンライン手続を可能とするため、住民基本台帳法の改正が行

事 項	発 言 者	発 言
		<p>われ、本年5月27日に施行されることとなりました。</p> <p>また、温室効果ガスの排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、平成31年に創設された「森林環境税」については、本年度から賦課徴収が始まっているところです。</p> <p>昨年12月の本審議会でも御報告させていただきましたが、本日は、これらの法令改正により、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、新たに、附票本人確認情報の利用や、森林環境税の賦課徴収に関する事務での本人確認情報の利用が可能となったことから、道においてもこうした改正に伴い、条例や施行規則等について、必要な改正を行う予定としており、その内容について、御審議いただくため、お集まりいただきました。</p> <p>つきましては、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員挨拶	事務局 (元地補佐)	<p>それでは、議事に先立ちまして、今回は第11期の委員の皆様全員の出席となりましたので、大変恐縮ではございますが、改めて委員の皆様から一言ずつ御挨拶をいただければと存じます。それではまず、齊藤会長からお願いいたします。</p>
	齊藤会長	<p>北海道大学法学研究科で憲法を担当しております、齊藤でございます。</p> <p>昨年12月から審議会の委員となりましたが、委員の皆様、事務局の皆様の助けを仰ぎながら進めて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。</p>
	事務局 (元地補佐)	<p>続きまして、副会長の菅野委員、よろしくお願いいたします。</p>
	菅野委員	<p>菅野亮と申します。</p> <p>大通の方で、法律事務所を開設している弁護士です。</p> <p>副会長という役をいただきましたが、皆様と関わる良い機会にできればと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
	事務局 (元地補佐)	<p>続きまして、小山委員、よろしくお願いいたします。</p>
	小山委員	<p>北海道自治体情報システム協議会事務局長を務めております小山と申します。</p> <p>私どもの協議会は、道内の会員市町村の行政情報システムの共同運営などを行っておりまして、住基ネットの関係ではCSサーバーを28市町村で共同運営を行っています。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言
	事務局 (元地補佐)	続きまして、朝倉委員、よろしくお願いいたします。
	朝倉委員	SOC 株式会社の朝倉由紀子と申します。 札幌市厚別区にある IT 企業の代表取締役社長を務めています。 審議会には、北海道 IT 推進協会の副会長であるということで参加させていただいております。 よろしくお願いいたします。
	事務局 (元地補佐)	続きまして、栗野委員、よろしくお願いいたします。
	栗野委員	北海道市町村職員共済組合の栗野と申します。 よろしくお願いいたします。 北海道市町村職員共済組合の年金課でも道と同じく住民基本台帳ネットワークを使用しており、何かご意見できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
	事務局 (元地補佐)	続きまして、岸本委員、よろしくお願いいたします。
	岸本委員	北海道町村会の岸本と申します。 私どもの団体は、道内 144 町村の連絡調整事務を行っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
	事務局 (元地補佐)	続きまして、亀川委員、よろしくお願いいたします。
	亀川委員	北海道社会福祉協議会の亀川といいます。 このビルの 3 階に事務所がございまして、福祉事務関係の仕事を行っております。 今は生活支援部というところで、道内の低所得の方々に必要な資金をお貸しする事業の担当部長を務めており、私も個人情報扱っている立場でございます。 審議会の委員については、昨年 12 月から務めています。 今後ともどうぞよろしくお願いいたします。
定足数確認	事務局 (元地補佐)	ありがとうございました。 それでは、会議の成立について御報告いたします。 本日は委員 7 名中 7 名に御出席いただいております。 過半数に達しておりますので、住民基本台帳法施行条例第 10 条第 2 項の規定により、本日の審議会が成立することを御報告いたします。

事 項	発 言 者	発 言
		<p>それでは、会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議題（１） 審議事項</p>	<p>齊藤会長</p>	<p>それでは審議に入りたいと思います。 本日の議題のうち審議事項の第一として、「住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正について」事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>事務局 (佐々木主任)</p>	<p>市町村課行政係の佐々木と申します。 審議事項の１つ目、住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正につきまして、資料に基づき説明いたします。 それでは、資料１「附票本人確認情報の保護に係る規定の整備及び提供事務の拡大に伴う条例等の改正について」を御覧ください。 まず、１の住民基本台帳法施行条例についてです。 （１）の概要についてですが、住民基本台帳法施行条例は、住民基本台帳法、いわゆる住基法の規定に基づき、本人確認情報の利用や保護に関して必要な事項を定めています。 本人確認情報は、住民の利便の増進や、国や地方公共団体における行政の合理化に資するため、行政が利用できることとされているものであり、本人確認情報を利用できる事務については、全国的に共通して利用可能なものは住基法に、道における利用や道内市町村への提供が可能なものは条例に限定的に定められています。 行政における本人確認情報の利用は、住民にとっては行政手続のために住民票の写しを用意することなく本人確認を行うことができ、行政にとっては事務の効率化が図られるなどのメリットがあります。 （２）の構成についてですが、資料の表のとおり、第１条で条例の趣旨について、第２条から第６条では本人確認情報の提供及び利用について、第７条から第１２条では審議会の構成について定めています。 このうち、今回改正を予定している規定につきましては、太字に下線を引いている箇所であり、改正内容につきましては後ほど説明いたします。 次に、２の審議事項とする理由についてです。 条例に基づく市町村への本人確認情報の提供事務を追加する場合に本審議会において御審議いただく理由について、説明いたします。 住基法の第３０条の４０第２項において、審議会は、知事の諮</p>

事 項	発 言 者	発 言
		<p>問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議できることとされています。</p> <p>今回改正を予定している条例別表第1への事務の追加及び条例施行規則の改正は、市町村への本人確認情報の提供事務が追加され、市町村が条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステム、いわゆる住基ネットで本人確認情報の提供を受けることができる機会が拡大するということであるため、本人確認情報の保護に直接関わることに該当します。</p> <p>このため、道としては本審議会に諮り、その是非について皆様に御審議いただくこととしているものです。</p> <p>なお、資料の下段にも記載してはおりますが、今回の条例改正のうち、附票本人確認情報の保護に係る規定の整備については、今後本審議会において御審議いただく事項の追加がその主な内容となりますが、住基法の改正に対応するための条例改正であることから、報告事項とさせていただきます。</p> <p>続いて資料2「住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案の概要」を御覧ください。</p> <p>今回改正を予定している条例案の概要につきまして、昨年12月に開催しました前回の審議会における説明とも重複しますが、改めて説明いたします。</p> <p>まず、条例改正の趣旨ですが、住基法の改正に鑑み、附票本人確認情報の保護について規定するとともに、森林環境税に係る徴収金の賦課徴収等の事務に関し、知事の保有する本人確認情報を市町村に提供することとするものです。</p> <p>改正の動機ですが、1点目に住基法の改正により、附票本人確認情報に関する規定が設けられ、住基法に基づき設置している本審議会の審議事項に附票本人確認情報の規定を追加するとともに、その名称を変更する必要が生じました。</p> <p>この住基法の改正につきまして、改正の経緯を説明いたします。</p> <p>参考資料1「デジタル手続法による住基法の改正」を御覧ください。</p> <p>令和元年5月にいわゆるデジタル手続法が改正され、資料上段、国外転出者によるマイナンバーカードや公的個人認証を利用できるようにするため、国外転出後も住民票のように消除されず利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用することとされました。</p>

事 項	発 言 者	発 言
		<p>実現に向けた関係する法の改正は資料下段のとおりであり、住基ネットの関係では、左の住基法の一部改正により①戸籍附票の記載事項追加、②附票本人確認情報の提供機能構築の2点が改正され、改正住基法は4月10日に施行日を定める政令が閣議決定され、今年5月27日に施行されこととなりました。</p> <p>①の戸籍の附票の記載事項の追加により、住基法に「附票本人確認情報」に関する規定が整備され、附票本人確認情報は従前から住基法に規定されている本人確認情報と同様に取り扱うこととされました。</p> <p>ここで、本人確認情報と附票本人確認情報の違いを参考資料2「本人確認情報・附票本人確認情報について」に整理しているので、御覧ください。</p> <p>資料左半分に本人確認情報と附票本人確認情報の概要を整理しています。</p> <p>本人確認情報は、矢印の下の枠内にも記載のとおり、住民票の記載事項の氏名から個人番号及びこれらの変更情報のことを指しており、附票本人確認情報とは、戸籍の附票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報のことを指しています。</p> <p>本人確認情報と附票本人確認情報の利用、提供の棲み分けとしては、本人確認情報の利用等は日本国内に居住する日本国民の本人確認を対象とし、附票本人確認情報の利用等は日本国外に居住する日本国民の本人確認を対象としています。</p> <p>なお、前回の本審議会においても若干触れさせていただきました、道の住基ネット利用課における附票本人確認情報の条例利用につきましては、情報の検索方法に制限があることや、利用を検討した課はあるものの当面利用件数が見込めないことなどから、今回の条例改正では附票本人確認情報の利用に係る事務の追加は行わず、附票本人確認情報の保護に関する規定の整備を目的として、附票本人確認情報を本人確認情報と同様に本審議会の審議事項とするための改正及び審議会の名称変更のみを行うこととなりました。</p> <p>再度資料2を御覧ください。</p> <p>改正の動機の2点目ですが、住基法の改正により、市町村への本人確認情報の提供事務に森林環境税の賦課徴収等の事務が追加されたため、市町村の行政事務の効率化を図ることを目的として、住基法と同様に条例においても森林環境税の賦課徴収等</p>

事 項	発 言 者	発 言
		<p>の事務を本人確認情報の市町村への本人確認情報の提供事務に追加する必要が生じました。</p> <p>参考資料3「森林環境税の賦課徴収等の開始による提供事務の追加」を御覧ください。</p> <p>森林環境税は、今年から課税が開始された国税であり、賦課徴収は市町村が個人住民税と併せて行うこととされたことから、今年1月に施行された改正住基法では、森林環境税に関する事務が地方税の事務に追加する形で本人確認情報の提供事務に規定されました。</p> <p>市町村は改正住基法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-LIS から森林環境税に関する事務として、対象者の「生存の事実、氏名、住所変更の事実の確認」のために本人確認情報の提供を受けることが可能となりました。</p> <p>道では従来から地方税の賦課徴収に係る事務として、対象者の「生年月日の確認」のために市町村に本人確認情報の提供を行っています。</p> <p>今回の条例改正は、資料の「2（2）市町村からの条例改正の要望」にも記載のとおり、道内市町村から条例改正の要望があったことや、森林環境税が個人住民税と併せて賦課徴収されることから「2（3）地方税の賦課徴収事務における提供実績」でも示しているように「地方税法等による市町村税の賦課徴収に関する事務」における市町村への本人確認情報の提供件数が条例による総提供件数のおよそ9割を占めていることから、市町村の行政事務の効率化を図るため、条例においても住基法と同様に森林環境税の賦課徴収等に関する事務を本人確認情報提供事務に追加する必要があると判断し、提供事務に追加しようとするものです。</p> <p>再度資料2の「施行期日」を御覧ください。</p> <p>改正条例の施行時期につきましては、附票本人確認情報に関する改正住基法の施行日は5月27日ですが、令和6年第2回北海道議会定例会の開会が6月下旬であることから、具体的な改正条例の施行期日は「7月中」となる予定です。</p> <p>条例及び規則の改正案につきましては、資料3の2ページと3ページに記載しています。</p> <p>なお、この改正案につきましては、現在、法制担当課において審査を行っている段階であるため、今後文言の修正が生じる可能性はありますが、改正の趣旨、内容が変更となることはござい</p>

事 項	発 言 者	発 言
		ません。 条例及び規則の改正に係る説明は以上です。
	齊藤会長	ありがとうございました。 ただ今の説明に関して委員の皆様から御質問や御意見はございますか。
	委員	(質疑なし)
	齊藤会長	それでは、住民基本台帳法施行条例及び同施行規則の改正につきましては、本審議会として了承するという事でよろしいでしょうか。
	委員	(異議なし)
	齊藤会長	特に異議はないようですので、本審議会として了承することといたします。
議題(2) 審議事項	齊藤会長	次に、審議事項の第二、「北海道本人確認情報保護審議会運営要領の改正について」事務局から説明をお願いします。
	事務局 (佐々木主任)	本審議会の運営要領の改正につきまして、資料4「北海道本人確認情報等保護審議会運営要領(案)」に基づき説明いたしますので、資料4を御覧ください。 運営要領の改正は「第5 補則」の規定に基づき、審議事項となります。 今回提案する運営要領の改正内容は、先ほど説明させていただいた条例改正による本審議会の名称変更及び附票本人確認情報を本審議会の審議事項とすることによるものです。 改正箇所は3箇所であり、改正箇所の全てに下線を引いています。 1つ目は、条例改正により本審議会の名称が変更となることから、要領名中の本審議会の名称を条例と同様に「北海道本人確認情報等保護審議会」に改め、2つ目も同様に「第1 趣旨」の本審議会の名称を改め、3つ目は「第2 会議の公開 1」に条例改正により附票本人確認情報が本審議会の審議事項に加わることから、「及び附票本人確認情報」を加えることとします。 この要領の改正時期につきましては、改正を要する理由が条例の改正によるものであることから、改正条例の施行日と同日とします。 本審議会の運営要領の改正に係る説明は以上です。
	齊藤会長	ありがとうございました。 ただ今の説明に関して、委員の皆様から御質問や御意見はございますか。

事 項	発 言 者	発 言
	委員	(質疑なし)
	齊藤会長	それでは、北海道本人確認情報保護審議会運営要領の改正につきましては、本審議会として了承するという事でよろしいでしょうか。
	委員	(異議なし)
	齊藤会長	特に異議はないようですので、本審議会として了承することといたします。
その他	齊藤会長	本日予定しておりました議題は以上ですが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から御意見等ございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
	委員	(意見なし)
	齊藤会長	それでは、事務局から「資料の取扱いについて」提案があるとのことですので、説明をお願いいたします。
資料の取扱い	事務局 (佐々木主任)	本審議会運営要領第2第2項により、審議会の資料は「公開」としています。 しかしながら、お配りした資料のうち、「【資料3】住民基本台帳法の改正に伴う条例等の改正」については、議会提案前の情報が掲載された資料であるため、公開とすることが好ましくないものと考えます。 以上のことから、同項のただし書きの規定により、こちらの資料については「非公開」とすることを提案します。
	齊藤会長	ただいまの事務局からの提案について、御異議はございませんか。
	委員	(異議なし)
	齊藤会長	それでは、事務局から提案があった資料については、「非公開」とします。 最後に、事務局から次回の審議会の開催予定について、報告をお願いします。
次回予定	事務局 (元地補佐)	本審議会はこれまで概ね年1回の開催としておりました。 今年度につきましては、本日御審議いただいたとおり条例改正を行うことから、今回を含む年2回の開催を予定しており、次回の開催予定は別途日程調整させていただきますので、よろしくをお願いいたします。
閉会	齊藤会長	それでは、以上をもちまして、第25回北海道本人確認情報保護審議会を終了します。 ありがとうございました。